

温泉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○温泉法の一部を改正する法律（平成十九年十一月三十日法律第二百一十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日
- 二 附則第六条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日